

多言語対応型 生活・住環境アプリ開発業務 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、多言語対応型 生活・住環境アプリ開発業務を委託するにあたり、受託者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

1. 委託業務名

多言語対応型 生活・住環境アプリ開発業務

2. 業務目的及び内容

多言語対応型 生活・住環境アプリ開発業務委託仕様書の通りとする。

3. 委託期間

委託契約締結日から令和2年3月31日まで。

4. 提案上限額

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案書を提出する際は、上限額を超えないこと。

5. 選定方法

公募型プロポーザル

6. プロポーザル参加応募資格

- (1) プロポーザル参加の応募に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、第167条の5第1項及び第167条の5の2を準用する。
- (2) 「行橋市物品等供給契約の競争入札参加の資格、審査等に関する規則」（昭和61年行橋市規則第12号）に定める資格を得ている者。
- (3) 上記（2）に該当しない者で、参加申込書の提出を行う場合は、法人税、事業税、消費税、地方税の滞納のない証明書の原本を参加申込書と同時に提出することとする。
なお、本プロポーザルにおいて最適候補者となった場合、契約締結時までに、入札参加資格者名簿に登録を完了させるように、手続きを行うこと。
- (4) 行橋市物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成24年告示第43号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
- (5) 入札期日以前3ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（会社更生法の規

定に基づく再生手続開始の決定後又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登録者を除く。)

(7) 過去5年以内において、次の業務のいずれかについて国又は地方公共団体から直接受託し、かつ、その委託業務を履行し、成果物を納品した実績を複数有していること。

ア インターネット上に公開された市民向けサイト（ポータルサイト含む）

イ 一般にダウンロード可能な方式により提供される市民向けアプリ

(8) 日本国内に営業所を有し、緊急時、平時を問わず、迅速に対応できる法人であること。

7. プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルにおける実施スケジュールは以下の通り。

なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

令和元年8月19日（月）	公募開始及び参加申し込み、質問受付開始
令和元年8月23日（金）	質問受付締切り
令和元年8月29日（木）	質問及び回答の公開
令和元年9月6日（金）	公募締切り、一次審査資料提出締切り
令和元年9月17日（火）	一次審査結果通知
令和元年9月24日（火）	二次審査資料提出締切り
令和元年9月30日（月）	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）（※予定）
令和元年10月7日（月）	審査結果の通知・公表（※予定）
令和元年10月8日（火）	契約交渉開始（※予定）

※各実施日は、審査委員会の判断により適宜調整することがある。

※書類受付は土日祝祭日を除く9時から17時までとする。

8. 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

本提案への参加を希望する者は、以下の要領により参加申込書等提出すること。提出期限までに参加申込書等の提出がない者からの提案は受け付けないものとする。

(1) 提出方法

10部を持参又は郵送（書留郵便に限る）

※一式を(3)提出書類の順にまとめて製本し、1部のみに社名等の記載及び押印を行い、残り9部については審査の際に提出者が特定できない状態（黒塗り等）で提出するものとする。

(2) 提出先

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行橋市役所 総務部 総合政策課（4階）

※封筒に「多言語対応型 生活・住環境アプリ開発業務プロポーザル 参加申込書在中」と朱書きすること。

(3) 提出書類

次の通りとする。留意事項については、10を参照すること。

	提出書類	サイズ等	枚数制限等
一 次 審 査	<p>① 参加申込書（様式1号）</p> <p>② 会社概要（様式2号）</p> <p>③ 業務実施体制（様式3号）</p> <p>④ 多言語対応型 生活・住環境アプリ開発業務 関連業務実績調書（様式4号）</p> <p>⑤ 多言語対応型 生活・住環境アプリ開発業務に係る提案についての概要書（以下「概要書」という。）（様式5号）</p> <p>○別紙「多言語対応型 生活・住環境アプリ開発業務委託仕様書」に基づき、考え方・手法等の概要を記載すること。また、この業務に有用な知見、ツール等があれば併せて記載すること。</p> <p>⑥ 業務の進め方について（作業手順、実施フロー図等。任意様式）</p>		概要書は両面 10 頁（5枚）以内
二 次 審 査	<p>① 企画提案書（様式6号）</p> <p>概要書に基づく提案の詳細について（以下「提案書」という。）</p> <p>(1) 多言語対応型 生活・住環境アプリ開発についての独自提案（機能自体の独自性・特徴、そこから派生する機能の展開性や拡張性等について）</p> <p>(2) ニーズ調査に関する調査項目の考え方、集計・分析等の手法、回収率の増加についての考え方</p> <p>(3) 成果品の利用者増加に資する考え方について</p> <p>等を記載すること。</p> <p>② 策定スケジュール（任意様式）</p> <p>受託者が実施する業務と市が実施する業務が明確に区別できるよう記載すること。</p> <p>③ 提案見積書（様式第7号）及び見積内訳書（任意様式）</p>	全て A4	提案書は両面 10 頁（5枚）以内

(4) 提出期限

一次：令和元年9月6日（金）17時（必着）

二次：令和元年9月24日（火）17時（必着）

9. 質問の受付及び回答

(1) 市への質問及び回答

質問は、電子メールで提出する（書式自由。ただし規格はA4判）とともに、必ず担当課へ電話での連絡をすること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(2) 受付期間

令和元年8月19日（月）から令和元年8月23日（金）17時まで

(3) 質問の担当課

行橋市役所 総務部 総合政策課 大園、安藤

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号

電子メールアドレス sougouseisaku@city.yukuhashi.lg.jp

(4) 回答方法

質問への回答は、令和元年8月29日（木）17時までに、質問者の名称等を伏せた上でホームページに掲載する。

10. 提案書等に係る留意事項

(1) 提案書等提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。

(2) 提出された提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。

(3) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して「行橋市物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を行うことがあるものとする。

(4) 特定された提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に明記するものとする。

(5) 「業務実施体制」については、本業務を実施する担当者名、担当部署、責任者等を詳細に記載すること。

(6) 書類の作成に用いる文字のサイズは10ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。また、通貨は円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

1 1. 提案書を特定するための評価基準

(1) 一次審査 (配点 40 点)

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価得点
業務経歴 実施体制等	業務経歴	・業務を円滑に実施可能と判断できる、多言語対応型 生活・住環境アプリ開発業務 関連業務実績を有しているか	5
	業務実施体制	・人員配置・役割分担・連絡体制が適切に記載され、経験豊富で専門知識を有した者の十分な配置など、体制がとられ、業務を円滑かつ着実に遂行できる実施体制がとられているか	5
業務提案等	業務理解度及び方針	・本事業の趣旨に合致した提案内容となっているか (多言語対応型 生活・住環境アプリ開発及びニーズ調査についての基本的な考え方や手法等)	20
	業務実施方法	・実現可能な実施方法が示されているか (多言語対応への取り組み方や情報セキュリティの確立等)	10

(2) 二次審査 (配点 110 点)

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価得点
業務提案	多言語対応型 生活・住環境アプリ開発	・行橋市の現状を理解し、今後の課題を想定した上で、開発するアプリの提案がそれに沿ったものになっているか	10
		・開発するアプリを、主として外国人が利用する視点に立ち、提案がなされているか ・視認性、操作性の工夫やユニバーサルデザインの導入等で多くの人々が簡易に利用できる仕組みとなっているか	20

	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・開発したアプリの今後の運用として、拡張性のある提案がなされているか ・拡張性の提案が行橋市にとって有益であり、またアプリ自体の効果を高めるものになっているか 	20
		<ul style="list-style-type: none"> ・開発したアプリの利用者増加について、実効性のある提案がなされているか 	10
	ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査についての着眼点や分析力が優れているかどうか、調査手法が具体的かつ明確な提案となっているか ・回収率の増加についての考え方 	10
	情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を管理する上で、安全性・安定性が担保されたシステム管理、サーバ管理が確立される提案がなされているか 	10
	専門的知識等	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い知識や専門的ノウハウ等を活用した企画提案がなされているか ・行橋市にとって有益、又は新規の企画提案となっているか 	15
工程等	策定スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・策定スケジュールが妥当であり、実現可能かどうか 	5
	実施方法の具体性	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の内容に対応した実施方法・作業計画等が具体的、かつ、明確に示されているか 	5
プレゼンテーション・ヒアリング	業務への意欲等応答性	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションを通じ、論理性、説得力、業務への意欲が強く感じられるか ・質疑に対する応答が明確、かつ迅速であるかどうか 	5
参考見積	業務コストの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。 	数値化しない

1 2. 審査及び契約について

- (1) 審査等については多言語対応型 生活・住環境アプリ開発業務プロポーザル審査委員が評価項目ごとに審査し、優先交渉権者及び次点者を特定する。なお、同点が2者以上になった場合は、参考見積書の低い方を優先交渉権者として特定する。次点者についても同様とする。
- (2) 審査は、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）で行い、150点満点のうち、合計点数が最も高い提案者を特定する方式とする。
- (3) 5者以上の概要書等の提出があった場合には、一次審査において、得点が最も高い者から順次、概ね4者以内に達するまでの者についてのみ、二次審査を行う。また、概要書等の提出事業者が1者のみの場合であっても、一次審査を行う。
- (4) 上記（3）による選定を行った場合又は概要書等の提出が4者以内であった場合においても、一次審査における得点が23点以下であった者については、二次審査を行わない。
- (5) 以下のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。
 - ① 審査後に提案書提出者の要件を満たすことが出来なくなったとき。
 - ② 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
 - ③ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
 - ④ その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能になったとき。

1 3. その他の留意事項

- (1) 提出物の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 概要書又は提案書の提出を辞退したものは、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けない。
- (3) 概要書又は提案書に虚偽の記載をした場合には、当該書面を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して「行橋市物品購入等に係る物品業者の指名停止措置要綱」に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提案書は返却しない。また、提出された提案書は、提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提案書提出後において、原則として当該提案書に記載された内容の変更を認めない。また、「業務実施体制」に記載した担当者（部署）等は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の従事者であるとの受注者の了解を得なければならない。
- (6) 提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (7) 以下の場合には失格とする。
 - ① 提出された書面に虚偽の記載があった場合。
 - ② 不正又は公平さを欠く行為等があったと認められた場合。
 - ③ 参加申し込みの要件を満たすことができなくなったとき。

④ 見積額が9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を超える場合。

1 4. 連絡・照会先

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行橋市役所 総務部 総合政策課 担当：大園、安藤

TEL 0930-25-1111 FAX 0930-25-0299

電子メールアドレス sougouseisaku@city.yukuhashi.lg.jp